

### 第七章 會 計

第貳拾四條 本會ノ會計年度ハ四月一日ヨリ翌三月三十一日迄トス  
 第貳拾五條 本會ノ經費ハ左ノ收入ヲ以テ充當ス  
 一 會費 二 贈金 三 其他ノ雜收入

### 第八章 支 部

第貳拾六條 本會ハ各道府縣々廳所在地ニ支部ヲ設置シ場合ニヨリ當該管内主要都市ニ更ニ支部ヲ置クコトアルヘシ

第貳拾七條 支部ハ所屬會員約百名以上ヲ以テ構成スルヲ例トス

支部ノ規約制定、變更並ニ役員ノ任免等ハ支部毎ニ之ヲ管掌シ總裁ノ認可ヲ受クルモノトス

第貳拾八條 支部長ハ支部ニ於テ推薦シ總裁之ヲ囑託スルモノトス

第貳拾九條 支部ノ經費ハ原則トシテ各支部ノ自給トス

### 附 則

第參拾條 本規約ノ改正ハ評議員會ノ議決ヲ要ス  
 但シ緊急ヲ要スル場合ニハ理事會ノ議決ニ依ツテ之ヲ行フコトヲ得  
 第參拾壹條 本部ノ業務實施ニ關スル細則ハ總裁別ニ之ヲ定ム

## 本會設立に關する主要事項

昭和七年十月十四日東京會館に於ける懇談會席上田中總裁の説明

### 一 明倫會々員の選定に就て

イ、既成政黨員にあらざる者但し政黨を脱會して入會せんとする者は此限りにあらず。

ロ、愛國の志を抱き相黨の地位あり、或は職業あり、或は名望あるものにして會員たるの資格を具備すると認むる者。

ハ、現在の會員は、在郷軍人多數を占む、是れ軍人以外の者は、既成政黨關係者比較的多數を占むる現狀に於て已むを得ざる自然の結果と認むるも本會としては可成各方面の有力者を多數抱擁し度き希望を有するを以て、會員諸君は、此希望主旨を體し、入會者の勸誘に努力せられ度し。

二、在郷軍人會と明倫會との關係 在郷軍人會は修養團體として設立せられたるものなるを以て、吾人は同會が此設立の主旨に基き行動し、軍人本來の使命を完うせん事を衷心より希望す。若し同會の幹部が此主旨を没却して、政治的に行動せむとするが如き事あらむが、軍人會の結束は忽ち破れて、同會の成立を危うするに至るべきを恐る。吾人は大に戒懼を要することと思ふ。故に明倫會は其目的達成の爲め、在郷軍人會を利用せむとす